平成２４年度　独立行政法人国立健康・栄養研究所
国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業募集要項

１　国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業の趣旨

独立行政法人国立健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、国際栄養協力の一環として、若手外国人研究者招へい事業（以下「招へい事業」という。）を行う。この事業は、研究所の研究者（以下「受入研究者」という。）が若手の外国人研究者（以下「招へい研究者」という。）に対して栄養に関する専門知識及び技術の習得を支援することにより、招へい研究者の技術の向上及び研究所の国際栄養協力の充実を図ることを目的とする。

２　対象分野

以下の課題にかかわる研究とする。

１）　健康の保持及び増進に関する調査及び研究

①　身体活動量・エネルギー代謝に関する研究

②　生活習慣要因による慢性疾患と遺伝的素因に関する研究

③　ヒトを対象とした栄養状態の評価に関する研究

④　栄養素の必要量に関する調査・研究

２）　栄養調査及び栄養情報に関する研究

①　栄養調査の計画立案・実施・結果分析・栄養行政への還元に関する研究

②　栄養情報の収集・解析ならびに栄養教育に関する研究

３）　食品についての栄養生理学上の調査及び研究

①　食品中の栄養素や非栄養成分の生理機能に関する研究

②　新しい食品素材の開発等にかかわる調査・研究

③　食品分析・表示・規格などの制度にかかわる研究

４）　その他、特に必要があるとして研究所の長（以下「理事長」という。）が認めた調査・研究

３　申請資格

招へい研究者は、次の各号に定める要件のいずれかに該当する者とする。ただし、原則として研究業務に必要な英語又は日本語の会話力を有する者とする。

１）日本国外の大学、保健医療及び食品に関する研究機関、又はその他の関連機関に在籍する外国人で、博士又は博士の学位を有する者と同等以上の研究能力を有する者

２）医師、歯科医師、看護師、栄養士、薬剤師又は行政官で十分な研究能力を有する者で、特に優秀な者として所属する機関の長の推薦を受けた者

３）その他、理事長が認めた者

４　受入予定数

３名以内

５　事業の概要

１）実施期間

実施期間は平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までとする。

２）受入期間

受入期間は、原則として 3 ヶ月以上６ヶ月未満（試用期間 2 ヶ月を含む）とする。

なお、受入期間の延長はできない。

３）来日の時期

受入期間に応じて平成２４年４月１日～平成２５年１月１日までに来日して研究を開始すること。

４）支給経費

①　渡航費

招へい研究者の所属する機関の最寄りの国際空港から新東京国際空港（成田空港）または東京国際空港（羽田空港）までの最も経済的な経路によるエコノミークラスの往復の航空券を現物支給する。

なお、成田空港（または羽田空港）と当研究所間の往復の交通費（リムジンバス代金）については、来日後及び離日直前に別途現金で支給する。

②　滞在費

研究活動に従事するために必要な日常生活費用として、交通費（宿舎～研究所）、食費、雑費を含む月額 100,000 円相当を日本円で支給する。

なお、家賃については研究所が負担する。家賃には光熱水料（電気料、水道料、ガス料）は含まれるが、電話通話料及びインターネット接続料等の個人的な経費は含まれず、これらについては招へい研究者の負担とする。

③　海外旅行障害保険

招へい研究者の受入期間中、傷害・疾病に係る傷害保険を付し、研究所が保険料を負担する。

④　招へい研究者助成金

招へい研究者の研究の必要に応じて次表に示す支給額を限度として助成する。

滞　在　期　間	支給額
3 ヶ月	100,000 円以内
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	150,000 円以内

⑤　その他

研究所は、同行者に係る経費は負担しない。

５）研究成果の報告義務

招へい研究者は、受入期間終了後 1 ヶ月以内に研究所で行った研究に関する報告書を所定の書式により作成し、受入研究者に提出しなければならない。

なお、受入研究者は、受入期間終了後２ヶ月以内に「研究経過報告書」と併せて理事長に提出する。

６　申請手続き及び申請書類

１）事前の協議

招へい研究者は、事前に受入研究者の候補たる当研究所の研究者と連絡をとり、研究内容について協議した上で、申請すること。

２）申請期間

招へい事業を希望する若手外国人研究者は、平成 23 年 10 月 17 日（月）から平成 23 年 11 月 30 日（水）までの間に所定の書式により申請書を作成し、受入研究者を経由して研究所の国際栄養プロジェクトに提出する。

３）申請書類

①　外国人研究者

ア．　「外国人研究者招へい事業申請書」【英文】（別紙様式Ｉ-１）

※　志望理由及び過去の業績に関する書類を添付すること。

イ．　「所属機関の長による推薦状」【英文】（別紙様式Ｉ-２）

ウ．　「健康診断書」【英文】（別紙様式Ｉ-３）

②　受入研究者

「受入研究者招へい事業申請書」【和文】（別紙様式Ｉ-４）

７　選考及び結果の通知

１）選考

受入の決定は、理事長が行う。

２）受入可否の通知

受入の可否については、書面により平成 23 年 12 月末日までに理事長が申請者全員に通知するとともに、招へいを可と決定した若手外国人研究者に対しては受入期間を付して通知し、併せて受諾及び来日に必要な関係書類を送付する。

３）問い合わせ

選考結果に関する問い合わせには応じない。

８　その他の注意事項

１）申請に不備があるものについては要件を満たさない申請と見なし、他の申請者に対する可否の通知と併せて不採用を通知する。

２）採用された場合には、招へい研究者の氏名、受入研究者氏名、研究課題名を研究所のホームページ及び研究所年報で公表する。

９　申請書類の送付先・連絡先

独立行政法人　国立健康・栄養研究所
国際産学連携センター
国際栄養研究室　三好美紀あて
〒162-8636　東京都新宿区戸山１－23－１
直通 FAX　(03)5287-3404
E-mail: mikimiy@nih.go.jp